

令和5年度

# 定期監査報告書

(後期)

令和6年2月

伊達市監査委員



伊 監 第 59 号  
令和 6 年 2 月 21 日

伊達市長 堀 井 敬 太 様

伊達市監査委員 山 下 茂  
伊達市監査委員 堀 博 志

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、令和5年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知願います。

# 目 次

監査の対象	1
監査の範囲	1
監査の期間	1
書類審査の期間	1
監査の方法	2
監査の結果	2
健康福祉部	3
経済環境部	4
建設部	5

令和5年度定期監査（後期）の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、伊達市監査基準（令和2年2月26日監査委員決定）に準拠した。

### 監査の対象

健康福祉部、経済環境部、建設部

### 監査の範囲

健康福祉部及び経済環境部においては令和5年4月1日から令和5年10月31日まで（一部令和4年度を含む。）、建設部においては令和5年4月1日から令和5年9月30日まで（一部令和4年度を含む。）に執行された財務に関する事務及びこれらに関連する事務を対象として実施した。

### 監査の期間

令和5年10月20日から令和6年2月5日まで

### 書類審査の期間

対象部課	審査期間
<b>健康福祉部</b>	
社会福祉課	令和5年11月20日～令和6年2月2日
子育て支援課	令和5年11月20日～令和6年1月12日
高齢福祉課	令和5年11月20日～令和6年2月2日
保険医療課	令和5年11月20日～令和6年2月2日
健康推進課	令和5年11月20日～令和6年1月26日
<b>経済環境部</b>	
農務課	令和5年11月20日～令和6年2月5日
農地整備課	令和5年11月20日～令和6年1月12日
水産林務課	令和5年11月20日～令和6年1月12日
商工観光課	令和5年11月20日～令和6年1月12日
環境衛生課	令和5年11月20日～令和6年2月5日
<b>建設部</b>	
建設課	令和5年10月20日～令和5年12月25日
都市住宅課	令和5年10月20日～令和5年12月25日
上下水道課	令和5年10月20日～令和5年12月1日

## **監査の方法**

市の財務に関する事務及びこれらに関連する事務が関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかを主眼として、対象部局から「監査の範囲」に記述した期間中の収入、支出及び財産管理に関する書類の提出を求め、抽出により監査するとともに必要に応じて関係職員からの説明聴取を行った。

## **監査の結果**

全体を通じて概ね適正かつ適切に処理されていたが、次ページ以降に示した通り一部の事務において、事務を進めるための意思決定となる専決権者の決裁印が漏れているなど改善等を要する事項が認められた。

今後とも、市民に信頼される市政運営のため、所属長及び担当職員にあつては、法令等を理解し適法性を認識した中で公正・公平な行政事務の執行に努められたい。

なお、事務処理において留意すべき軽微な事項については、監査の過程において、その都度担当課へ指導したため、本報告書では省略した。

# 健康福祉部

## 1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

### 指摘事項

#### ○使用料等納入事務

生活保護法過誤払金の督促状において、伊達市の債権の管理に関する条例施行規則に定められた期間を超えた納期限を設定していた。令和4年度においても同様の納期限について指摘をしているが、改善されていなかった。適正な事務処理に努められたい。  
(社会福祉課)

## 2 支出に関する事務

主に物品購入、業務委託契約、補助金、資金前渡、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適切な事務処理があった。

### 指摘事項

#### ○補助金等交付事務

伊達市老人クラブ連合会運営事業補助金の令和4年度精算事務において、同連合会を通して市内21クラブに対し、単位クラブ活動費を支出しているが、単位クラブごとの活動状況及び決算状況を確認できる資料を添付していなかった。また、同連合会及び単位クラブにおける収入・支出のチェック機能の確認を行っていなかった。適切な事務処理に努められたい。  
(高齢福祉課)

## 3 財産管理に関する事務

主に行政財産の貸付事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

# 経 済 環 境 部

## 1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

## 2 支出に関する事務

主に物品購入、工事請負契約、業務委託契約、補助金、資金前渡、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

### 指摘事項

#### ○補助金等交付事務

- ① 令和4年度の地域資源活用型農業推進事業の備品購入費等において、備品等を10万円未満に分割して支出しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。  
(農務課)
- ② 令和4年度合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付決定において、伊達市事務決裁規程では副市長専決と定められているが、部長専決として決裁を行っていた。適正な事務処理に努められたい。  
(環境衛生課)

## 3 財産管理に関する事務

主に行政財産の貸付事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

# 建設部

## 1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

## 2 支出に関する事務

主に物品購入、工事請負契約、業務委託契約、補助金、資金前渡、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

### 指摘事項

#### ○契約事務

- ① 「末永9号線道路整備事業に伴う付帯工事」に係る委託契約書において、法定額を超えた収入印紙が貼付されていた。適正な事務処理に努められたい。  
(財産契約課・建設課)
- ② 「市道砂利道防塵用塩化カルシウム散布業務委託」の受渡書において、伊達市事務決裁規程では副市長専決と定められているが、部長専決として決裁を行っていた。適正な事務処理に努められたい。  
(建設課)
- ③ 市営住宅の施設修繕に関して、同一の修繕を10万円未満に分割して支出しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。  
(都市住宅課)

## 3 財産管理に関する事務

主に行政財産の貸付事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。